

区分所有法 管理者の選任及び解任 宅建 H11-15-4 <<#569>>

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議によって、管理者を選任することができるが、この管理者は、区分所有者以外の者から選任することができる。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 管理者の選任及び解任【宅建 ★基本】

区分所有者は、規約に別段の定めがない限り集会の決議によつて、管理者を選任し、又は解任することができる。（区分法 25 条 1 項）

⇒ 管理者の選任に、資格要件や制限はない

※ 自然人か法人か、区分所有者か否か、管理者の任期等は、定められていない
（管理組合法人の「理事」と異なる）

⇒ 普通決議

⇒ 規約で別段の定めができる